

**相模原市人事委員会行政委員会事務局任用調査課障害者活躍推進計画
(第2期)**

機 関 名	相模原市人事委員会行政委員会事務局任用調査課
任 命 権 者	相模原市人事委員会
計 画 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
相模原市人事委員会行政委員会事務局任用調査課における障害者雇用に関する課題	<p>相模原市人事委員会行政委員会事務局任用調査課は、事務局職員の総数が10人程度の小規模な機関であり、障害の有無に限らず独自に募集や採用を行っていない。</p> <p>しかしながら、定期的な人事異動や会計年度任用短時間勤務職員の採用など、障害のある職員が事務局へ配置されることも想定される中、当該職員が活躍しやすい職場づくりの推進に向けて、より一層の組織的な体制整備が求められている。</p>
目 標	
① 採用に関する目標	<p>当課では、職員の採用を行っておらず、これまで障害のある職員が在籍していないことから、障害者雇用の推進に関する所属職員の理解の促進を図る。</p> <p>人事異動において障害のある職員が配置されることも想定されるため、従事する業務の選定や創出などにより、障害のある職員が当課で活躍できる環境を整え、人事を所管する部署との調整を図り、障害のある職員が配置される際に速やかに対応が図れるよう取り組む。</p>
② 定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障害のある職員が在籍した際に、当該職員の定着状況データを把握する予定。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として、相模原市人事委員会行政委員会事務局任用調査課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害のある職員の相談窓口を設置し、必要に応じて市長事務部局で選任する障害者職業生活相談員と連携を図るなど人的サポート体制の充実を図る。なお、当課にお</p>

	<p>いて、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任する。</p> <p>○共生社会の実現に向けて、障害及び障害者への理解促進が求められていることから、所属職員が研修の受講などを通じて、障害のある職員と共に働くことへの理解を深める。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障害のある職員一人ひとりの特性や能力を十分に発揮できるように、可能な限り本人の希望を踏まえた上で、業務の割り振りを行う。</p> <p>○障害のある職員の職務遂行状況や習熟状況に応じて、継続的に職務の選定・創出に取り組む。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○職場窓口への相談のほか、半期ごとに実施している職員評価面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮事項等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○障害の特性に配慮した作業マニュアルのカスタマイズ化、チェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを行う。</p>
4. その他	<p>○「相模原市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障害のある職員が活躍しやすい職場環境を実現するとともに、事務執行体制の効率化を図るため、令和元年12月に設置された「事務サポートセンター」を積極的に活用することで障害のある職員の活躍の場の拡大を推進する。</p>